

長期使用製品安全点検制度の概要

平成21年4月1日より施行

消費生活用製品安全法(消安法)の一部改正により創設された制度です。消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い9品目を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を特定保守製品として、点検制度が設けられました。

特定保守製品

長期使用製品安全点検制度の対象製品は以下の9品目です。

対象製品 (特定保守製品)



ビルトイン式電気食器洗機



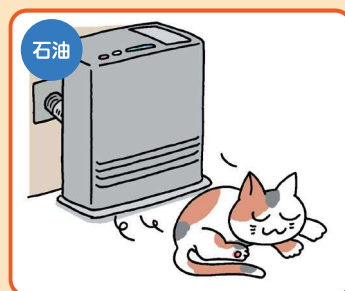
浴室用電気乾燥機



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)